

社会福祉法人 愛の友協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛の友協会（以下「当法人」という）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席日当等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により日当及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により日当及び実費弁償費を支払う。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営ための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事長常勤として、施設、本部事務局の職を兼務する時は、役員等兼務手当として次のとおり支給する。

理 事 長 . . . 月 額 50,000円

(苦情対応第三者委員の勤務日当等)

第5条 苦情対応第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応業務に従事したときは、別表2により日当及び実費弁償費を支払う。

(評議員選任解任委員会の出席日当)

第6条 評議員選任解任委員が、評議員選任解任委員会に出席したときは、別表2により日当及び実費弁償費を支払う。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

平成29年4月1日改正

令和元年8月29日改正

別表1

| 名 称 | 日 当 | 実費弁償費 |
|---------|-----------|-------------------------------|
| 理 事 会 | 日額10,000円 | 実費額。ただし、自家用車 の場合は1kmにつき30円 |
| 評 議 員 会 | 日額10,000円 | |

別表2

| 名 称 | 日 当 | 実費弁償費 |
|-----------|------------|-----------------------------------|
| 理事及び評議員 | 日額 10,000円 | 実費額。ただし、自家用 車の場合は1kmにつき3 0円 |
| 監 事 | 日額 10,000円 | |
| 苦情対応第三者委員 | 日額 10,000円 | |
| 評議員選任解任委員 | 日額 10,000円 | |